

城里町集中改革プラン

～ 行政運営から行政経営への転換～

(平成17年度～平成21年度)

平成18年4月

茨城県城里町

城里町集中改革プラン作成の背景

国において「今後の行政改革の方針」が閣議決定され、これらに基づいて示された「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」の内容を踏まえ、合併後の城里町行政改革大綱の策定は行わず本プランを大綱とするものである。

町民に開かれた行政運営体制の構築を図るため、行政改革の推進のための新たな指針に基づいて、可能な限り数値化を設定しその実現に努めるとともに、本プランにおける取組み状況について公表する。

改革の期間

平成17年度から平成21年度まで

集中改革プラン個別取組事項

1 行政の担うべき役割の重点化

(1) 指定管理者制度の活用

直営で管理しているものを含め、すべての公の施設について管理のあり方について検証し、指定管理者制度への移行期限までに管理のあり方について検証を行う。

(2) 地方公営企業の経営健全化

地方公営企業が供給しているサービス自体について検討し、事業を継続する場合でもより一層計画性・透明性の高い企業経営を推進する。

(3) 第三セクターの見直し

事業内容、経営状況、公的支援等について点検評価の充実強化を図り、統廃合、民間譲渡、完全民営化を含めた既存法人の見直しを一層積極的に推進する。

2 組織等の見直し

町の組織機構については、従来の上部行政機関との均衡に配慮した縦割型組織にとらわれず、政策目標に基づいた、効果的かつ効率的に事務事業を処理し得る組織とする必要がある。これらのことから、政策、施策、事務事業のまとまりや地域などに対応した課局室等に編成するとともに、住民ニーズへの迅速な対応の観点や、スピーディーな意思決定・対応の観点から、個々の職員の責任と権限が明確化され、意思形成過程が簡素化されたフラットな組織編制とする。更に、合併により肥大化した組織の再編成を随時検討していく。

3 定員管理及び給与の適正化等

(1) 定員管理の適正化

定員管理については、合併に伴う行政需要の変化、社会経済情勢の変化等を踏まえ行政需要の範囲、施策の内容等を見直しながら適正化に取り組む。とりわけ、将来を見越した新町の適正な組織体制、人事配置となるよう計画的な組織の合理化を図りながら定員管理の適正化に努めていく。

(2) その他の事務の取組

地域における行政を自主的かつ総合的に展開するためには、民間で出来る業務は民間へ移行し、事務事業の効率化と民間の創意工夫の活用を図ることにより、住民サービスの向上と経費節減を最適化することが必要である。

(3) 給与の適正化

職員給与については、その業務の性格や内容を踏まえつつ、住民の納得と支持が得られるよう、次の点に特に取り組むものとする。

特殊勤務手当について見直しを図ること。

(4) 定員・給与等の公表

平成16年の地方公務員法の改正により、人事行政運営等の状況の公表に関する責務が課された趣旨を踏まえ、速やかに実施していくこと。

公表に当たっては、職種ごとに定員、給与等の状況をあきらかにするとともに、住民が理解しやすいような工夫をすること。

4 人材育成の推進

分権型社会の担い手にふさわしい人材を育成することが重要な課題であり、人材育成に関する基本方針を策定し、人材育成の観点に立った人事管理、職場や仕事の推進プロセスの改善等を行うことにより総合的な人材育成に努めていくこと。

5 公正の確保と透明性の向上

地方公共団体の自己決定権の拡大に伴い、住民等への説明責任が必要であることから公正の確保と透明性の向上を図ることが必要不可欠である。

これらのことから、情報公開条例や行政手続条例制度など積極的な活用を図る必要がある。

6 電子自治体の推進

電子自治体の推進については、情報セキュリティの確保にも十分留意し、行政手続のオンライン化の推進、共同アウトソーシングの推進、公的個人認証サービスの普及、住民基本台帳ネットワークシステム、住民基本台帳カード、総合行政ネットワークなどの利活用等に積極的に取り組むこと。

7 自主性・自立性の高い財政運営の確保

(1) 経費の節減合理化等財政の健全化

行政評価制度の導入

財政健全化計画の策定

税負担の公正確保の必要性等を踏まえ、税収の徴収率の一層の向上に積極的に取り組むこと。その他の収入についても、受益者負担の適正化や徴収率向上など自主財源の確保に努めること。

(2) 補助金等の整理合理化

様々な団体等に対する補助金等については、行政として対応すべき必要性、費用対効果、経費負担のあり方等について検証し、整理合理化を推進する。

補助金に対する終期の設定や住民の代表者を含めた中での補助金の審査会など、住民等に対する説明責任を果たしながら計画的に廃止、縮減に努めること。

(3) 公共工事

公共工事については、地域の実情等も勘案しつつ、公共工事の入札、契約に対する住民の信頼を確保するため、引き続き適切な設計単価、予定価格の設定を行う事によりコスト削減に積極的に取り組むとともに、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」により、公共工事の入札制度の透明性と、公平性の確保、適切な入札方式の採用等その一層の改善に努めること。

集中改革プラン取組等指針

1 行政の担うべき役割の重点化

(1) 指定管理者制度の活用

公の施設の管理については、地方自治法の一部を改正する法律が平成15年6月に公布、同年9月に施行され、公共団体、公共的団体及び出資法人に委託先が限定されていた従来の管理委託制度にかわり民間事業者を含む幅広い団体に委任可能な指定管理者制度が導入されたことに伴い、全施設を対象に制度の導入について検討を行い次のとおり決定した。

現在の状況

導入年月日	施設名
H17.2.1	城里町物産センター「山桜」
H17.4.1	城里町桂老人福祉センター
H18.4.1	城里町老人福祉センター「やまゆり荘」
H18.4.1	城里町総合野外活動センター城里家族旅行村「藤井川ダムふれあいの里」
H18.4.1	城里町総合野外活動センターグリーン桂うぐいすの里
H18.4.1	城里町総合野外活動センター山びこの郷
H18.4.1	城里町健康増進施設「ホロルの湯」
H18.4.1	城里町特産品直売センター「かつら」
H18.4.1	城里町特産物直売所「ななかい」

取組

公の施設の存続・廃止や管理方法については、現在「直営」として管理運営をしている施設について、当該施設を取り巻く情勢の変化を踏まえながら引き続き検討を進めていく。

	名称	担当課	施設数	管理	備考
1	町営駐車場	企画財政課	5	直営	平成20年度までに検討
2	町営住宅	都市建設課	14	直営	
3	公園	都市建設課	6	委託	平成20年度までに検討
4	緑地広場	都市建設課	4	直営	平成20年度までに検討
5	余暇施設	産業振興課	3	指定	平成18年度指定管理者
6	健康増進施設	産業振興課	1	指定	平成18年度指定管理者
7	物産センター	産業振興課	2	指定	平成18年度指定管理者
			1	委託	平成20年度までに検討

	名 称	担当課	施設数	管理	備 考
8	直売所	産業振興課	1	指定	平成 18 年度指定管理者
9	保育所	健康福祉課	2	直営	
10	開放学級	健康福祉課	1	直営	
11	保健センター	健康福祉課	2	直営	
12	老人福祉センター	健康福祉課	1	指定	平成 17 年度指定管理者
			1	指定	平成 18 年度指定管理者
13	高齢者コミュニティセンター	健康福祉課	1	直営	
14	診療所	保険課	2	直接	平成 20 年度までに検討
15	下水処理施設	下水道課	6	委託	
16	給水施設	水道課(簡)	27	直営	平成 20 年度までに検討
17	図書館(資料館)	教育委員会	2	直営	
18	町民会館	教育委員会	1	直営	平成 20 年度までに検討
19	公民館	教育委員会	5	直営	
20	集会所	教育委員会	2	直営	
21	運動公園(広場)	教育委員会	10	直営	平成 20 年度までに検討

(2) その他の事務についての取組

地域における行政を自主的かつ総合的に展開するためには、民間で出来る業務は民間へ移行し、事務事業の効率化と民間の創意工夫の活用を図ることにより、住民サービスの向上と行政全般にわたり経費節減を最適化することが必要である。

こうした観点から、業務委託・民営化・指定管理者制度などの活用について今後の方針を明らかにしながら計画的かつ着実な推進を図ることとする。

平成 17 年度末までの主な委託の状況と今後の取組

業 務 名		平成 17 年度	平成 18 年度から平成 21 年度
庁舎の清掃	本 庁 舎	一部委託	
庁舎夜間警備	本 庁 舎	全部委託	
案内・受付		全部直営	
電話交換		全部委託	
公用車運転	町 長 車	全部直営	
	福 祉 バ ス	全部委託	平成 17 年度から全部委託
	ス ク ー ル バ ス	全部直営	
	患 者 輸 送 バ ス	全部直営	
し尿処理		全部委託	一部事務組合
一般ごみ収集		全部委託	一部事務組合
学校給食(調理)	常北給食 C	全部直営	平成 20 年度までに検討
	桂 給食 C	全部直営	
	七会給食 C	全部直営	
学校給食(運搬)	常北給食 C	全部委託	平成 20 年度までに検討
	桂 給食 C	全部委託	
	七会給食 C	全部直営	

業 務 名	平成 17 年度	平成 18 年度から平成 21 年度
学校用務員事務	廃止	平成 17 年度
水道メータ検針	全部委託	
道路維持補修・清掃等	一部委託	平成 20 年度までに検討
ホームヘルパー派遣	全部委託	
在宅配食サービス	全部委託	
情報処理・庁内情報システム維持	一部委託	
ホームページ作成・運営	一部委託	平成 20 年度までに検討
調査・集計	一部委託	
総務関係事務（給与，旅費等）	一部委託	

（ 3 ） 地方公営企業の経営健全化

現状と取組

合併に伴い，2つの上水道事業及び1つの簡易水道事業を行っている。これらについて平成21年度までに一本化を図る。更に，地方公営企業が供給しているサービス自体について検討し，より計画性・透明性の高い企業経営をめざす。

（ 4 ） 第三セクターの見直し

合併に伴い，旧町村でそれぞれ設置した同種の第3セクターがある。経費削減の面からも一本化を検討する。

現状と取組

平成18年度に庁内検討委員会を立ち上げ，平成20年度までに今後の方針等を検討し決定する。

第3セクター名称及び出資比率等

名 称	出資株数及び役員数		
(株)常北物産センター	町	539 株	89.8%
	個人	61 株	10.2%
	計	600 株	
	役員数	5 人	
(株)桂ふるさと振興センター	町	700 株	85.8%
	J A 水戸	100 株	12.2%
	個人	16 株	2.0%
	計	816 株	
(株)物産センター「山桜」	町	554 株	98.2%
	J A 茨城中央	10 株	1.8%
	計	564 株	
	役員数	9 人	

2 組織等の見直し

現状と取組

合併に伴い、16課2局1室1所2支所71グループと町行政組織機構が肥大化している。これらを見直し、個々の職員の責任と権限が明確化され、意思形成過程が簡素化されたフラットな組織編制とすること。

平成18年度に12課3局51グループに再編成する。

3 定員管理及び給与の適正化等

(1) 定員管理の適正化

平成17年2月1日に3町村が合併し、職員総数274名である。現今の厳しい財政状況を踏まえ、適正な定員管理計画を策定し、執行する。

現状及び取組

定員管理にあたっては、合併に伴う行政需要の変化、施策の内容等を見直しながら適正化に取り組む。とりわけ、将来を見越した新町の適正な組織体制、人事配置となるよう計画的な組織の合理化を図りながら定員管理の適正化に努めていく。

平成21年度までに15%の純減を目標とする。

定員管理五ヶ年計画

項目	H17	H18	H19	H20	H21	合計
年度当初職員総数	274	255	249	244	238	
当初一般行政職	175	160	152	144	133	
定年退職者数	1	-	1	3	4	9
希望・その他退職	19	6	7	6	5	43
退職者総数	20	6	8	9	9	52
内一般行政退職者	15	5	7	7	6	40
新規採用予定数	1		3	3	3	10
年度内減数	-19	-6	-5	-6	-6	-42
年度末職員総数	255	249	244	238	232	
年度末一般行政職	160	152	144	133	129	

目標(22年4月)
232
129

期待される効果

合併後の事業規模に見合った適正な職員数にすることで、人件費の削減と町民から納得の得られる職員数の規模にする。

(2) 給与の適正化

職員手当については、その業務の性格や内容を踏まえつつ、住民の納得と指示が得られるよう適正化を推進しつつ、次の点に特に取り組むものとする。

現状及び取組

現在までに、特別職の給与を5%減額し、更に特殊勤務手当等について点検・見直しを図ってきた。

引き続き特別職の給与減額については実施し、現在支給しているのは国保診療所のみであり、これらについて平成18年度中に廃止か継続を検討する。

特別職給与減額に伴う削減効果額

単位：千円

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
給与	1,572	1,236	1,236	1,236	1,236

一般行政職及び公営企業特殊勤務手当で廃止に伴う削減効果額

単位：千円

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
特殊勤務手当	963	963	963	963	963

国保診療所特殊勤務手当一覧

手当の種類	支給区分	金額
感染症接触手当	1日	100円
放射線取扱手当	1日	100円

(3) 定員・給与等の公表

人事行政運営等の状況の公表に関する責務が課された趣旨を踏まえ、平成18年度から公表し、更に、職種ごとに定員、給与等の状況を明らかにしていく。

4 人材育成の推進

現状と取組

分権型社会の担い手にふさわしい人材を育成するため、人材育成に関する基本方針を策定し、人材育成の観点に立った人事管理、職場や仕事の推進プロセスの改善等を行うことにより総合的な人材育成に努めていくこと。

人材育成基本方針は、平成18年度から検討し、平成19年度までに策定する。

5 公正の確保と透明性の向上

現状と取組

地方公共団体の自己決定権の拡大に伴い、公正及び透明性の確保の観点から、合併時に策定した、情報公開条例や行政手続条例などの積極的な活用を図る必要がある。平成18年度において、合併前の公文書等についても、開示できるよう条例等の改正をし、更に透明性の拡大を図る。

6 電子自治体の推進

現状と取組

電子自治体の推進については、現在設備等ネットワーク化は済んでいるが、今後は情報のセキュリティの確保を万全にし、行政手続のオンライン化の推進、共同アウトソーシングの推進、公的個人認証サービスの普及、住民基本台帳ネットワークシステム、住民基本台帳カード、総合行政ネットワークの利活用等に積極的に取り組む。とりわけ、平成21年度までに住民基本台帳カードの登録者を人口の1%を目標に推進する。

7 自主性・自立性の高い財政運営の確保

新町建設計画実現に向け限られた財源を有効活用するため、行政評価制度を導入し、長期的な財政展望に立った財政収支見通しを作成し効果的な財政運営に努める。

(1) 財政運営

行政評価制度の導入

自らの財政状況を分析するうえで、行政評価システムを平成19年度に導入し事務事業の見直しを行う。

期待される効果

事務事業の定型的な評価ができ、歳出全般の効率化と財源配分の重点化が図れる。

財政健全化計画の策定

自治体の財政構造の弾力性を測る比率として経常収支比率があるが、平成16年度の本町の経常収支比率は86.4%である。一般に80%を超えると財政の弾力性が失われつつあると言われている。このため町の財政健全化計画を策定し、経常収支比率等の引き下げを図る。

平成21年度目標数値 経常収支比率85%未満

期待される効果

合併等に伴い、増大した行財政の健全化が図れる。

税負担の公平性の確保

現状と取組

平成16年度の町全体の滞納額が435百万円ある。税負担の公平性確保等の点を踏まえ、徴収嘱託員の配置により徴収率の一層の向上に積極的に取り組んでいる。更に、徴収率向上を図るため、平成21年度までに0.5%引上げる。

その他の収入についても、受益者負担の適正化を図り自主財源の確保に努める。

(2) 補助金等の整理合理化

現状と取組

合併により肥大化した補助金等については、平成18年度に補助金等見直し要綱等を作成し、評価等を行い、継続、統合、縮小、廃止等の整理を図る。

平成21年度までに、平成17年度の町単独補助金の予算総額270,539千円から5%以上の予算削減を図る。

(3) 公共工事

現状と取組

公共工事については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」により、公共工事の入札制度の透明性と、公平性の確保、適切な入札方式の採用等その一層の改善に努める。

平成 1 8 年度から検討し、電子入札制度を平成 2 0 年度までに導入する。